

○東京藝術大学情報戦略規則

〔平成28年10月20日
制 定〕

(目的)

第1条 この規則は、本学における全学的な情報基盤の整備及び運営並びに情報セキュリティ環境の実現に関する計画及び方針（以下「情報戦略」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報化統括責任者)

第2条 本学の全学的な情報基盤の整備及び運営に関する事項について責任を負う者として、学長の下に、情報化統括責任者（Chief Information Officer。以下「CIO」という。）を置く。

- 2 CIOは、学長が指名する理事（学長特命担当を除く。以下同じ。）をもって充てる。
- 3 CIOは、情報基盤に関する専門的な知識及び経験を有する者をCIO補佐として置くことができる。
- 4 CIOに事故があるときは、CIOがあらかじめ指定する者が、その職務を代行する。

(情報セキュリティ統括責任者)

第3条 本学の情報セキュリティ環境の実現及び情報関連法令への対応に関する事項について責任を負う者として、学長の下に、情報セキュリティ統括責任者（Chief Information Security Officer。以下「CISO」という。）を置く。

- 2 CISOは、学長が指名する理事をもって充てる。
- 3 CISOとCIOは、その兼任を妨げない。
- 4 CISOは、情報セキュリティに関する専門的な知識や経験を有する者をCISO補佐として置くことができる。
- 5 CISOに事故があるときは、CISOがあらかじめ指定する者が、その職務を代行する。
- 6 CISOは、本学の情報セキュリティを確保するため、その権限の一部を組織又は個人に委譲することができる。

(情報戦略統括室)

第4条 本学における情報戦略を策定し、及び実施するため、東京藝術大学情報戦略統括室（以下「統括室」という。）を置く。

- 2 統括室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) CIO
 - (2) CISO
 - (3) 理事
 - (4) 芸術情報センター長
 - (5) 芸術情報センター所属教員
 - (6) その他統括室室長が指名する者 若干人

(統括室の所掌事項)

第5条 統括室は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報に係る基本施策等の策定に関すること
 - (2) 情報基盤の整備、管理、運営及び最適化に関すること
 - (3) 情報関連法令の遵守、情報倫理及び情報セキュリティに関すること
 - (4) 情報戦略に関する予算案の策定に関すること
 - (5) その他統括室が必要と認める事項に関すること
- (室長)

第6条 統括室に室長を置き、CIOをもって充てる。

2 室長は、統括室の業務を掌理する。

(副室長)

第7条 統括室に副室長を置き、室長が指名する理事をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。

(室長補佐)

第8条 統括室に室長補佐を置き、芸術情報センター長をもって充てる。

2 室長補佐は、室長の命を受けて、統括室の業務を処理する。

(情報セキュリティ担当主任)

第9条 統括室に情報セキュリティ担当主任を置き、室長が指名する室員をもって充てる。

2 情報セキュリティ担当主任は、CISOの命を受けて、情報セキュリティに関する業務を処理する。

(庶務)

第10条 統括室に関する事務は、附属図書館事務部において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年10月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。